

KDDI FRANCE SAS

KDDI フランス電話サービス 契約約款

第一条 契約約款の適用

KDDI フランス(以下当社という)は以下の契約約款の規定に基づき、サービス契約者(以下お客様という)に対し電話サービス(以下サービスという)を提供します。

第二条 申込及びサービス契約期間

- 一 項 サービス利用希望者は申込書を当社に提出します。
- 二 項 サービス契約期間に特定の期限はありません。

第三条 契約の解除

- 一 項 お客様による契約の解除
お客様は 15 日前の当社への書面による事前通知により契約を解除できます。
- 二 項 当社による契約の解除
当社は第八条にて定めるお客様の義務の不履行、またはその他契約約款に違反した場合、催告 30 日後にサービスを停止することができます。ただし第五条五項の場合は、予告なしにサービスを中止することができます。

第四条 料金と料金表の変更

- 一 項 お客様は現行の料金表に基づく請求料金を支払います。
- 二 項 現行の租税法に従って上記の料金には税金が加えられます。
- 三 項 当社はお客様へ 1 ヶ月前の事前通知をすることで料金表の変更をすることができます。お客様の承諾が得られない場合、お客様は 15 日前の当社への書留郵便の書面による事前通知によりサービスを解約することができます。この場合、解約までは変更前の料金が適用されます。契約は書面受領の日より 15 日後に解除されます。

第五条 お支払い条件

- 一 項 当社はおお客様のご利用料金を毎月請求します。
- 二 項 お客様は請求書受領後に、記載されている期日までに料金を支払わなければなりません。自動口座引落またはクレジットカードによる支払いは、請求書受領数日後に実施されます。
- 三 項 お客様が支払われる金額は当社の定めるご請求期間内にご利用になった通信料金を含みます。
- 四 項 請求書に記載されている期限までに料金を支払わなかった場合、お客様は請求金額に法定利率の 150% を乗じた額及び督促状や催告書の作成費用を遅延損害金として支払わなければなりません。
- 五 項 お客様が請求書に記載されている期限までに料金を支払わなかった場合、当社は事前の通知なしにサービス利用を停止したり、直ちに契約を解約することができます。

第六条 当社の義務と責任

- 一 項 当社はサービス提供にかかる電気通信設備をサービス提供に支障を来さないよう維持します。
- 二 項 当社は当社の管理の及ばない独立した理由により生じた、サービスの中断、品質の低下には責任を負いません。
- 三 項 当社は当社の管理の及ばない独立した理由により生じたサービスの障害や中断等によるお客様のいかなる直接的な、または間接的な損害に対して、責任を負いません。
- 四 項 当社は自然災害、偶発的出来事及び当社の管理を超えた事象に起因するサービスの提供不可、本契約約款遵守違反については責任を負いません。

第七条 お客様の義務と責任

- 一 項 お客様は当社のサービスを法律違反、中傷・脅迫、公序良俗に反する通信の手段として用いてはいけません。

二 項 サービスに利用する端末は全て **Code des Postes et des Télécommunications L.34.9** に準拠するものでなくてはなりません。お客様がご利用になる端末にはお客様のみが責任を負い、当社は一切関与いたしません。

第八条 サービスの一時中止

- 一 項 当社は以下の場合において、お客様に予告なしにサービスを停止します。
 - 1) 請求されたご利用料金が期日までに支払われない場合
 - 2) お客様が本契約約款に違反した場合
 - 3) **Code des Postes et des Télécommunications L.34.9** に定められている条件において、お客様の利用する端末が当社のネットワークへ損害を与えうる場合
 - 4) その他の通常の電話利用目的以外にサービスを利用した場合、及び不正利用を行った場合
- 二 項 当社はサービスの停止または解約により生じた損害につき一切責任を負いません。また料金の返還にも応じません。

第九条 契約約款の変更

- 一 項 当社は本契約約款を変更することがあります。変更後の規定はお客様への通知 1 ヶ月後に有効となります。
- 二 項 お客様の承諾が得られない場合、お客様は 15 日前の当社への書留郵便の書面による事前通知によりサービスを解約することができます。この場合、解約までは変更前の料金が適用されます。契約は書面受領の日より 15 日後に解除されます。

第十条 契約の譲渡

本契約のサービスに関する権利は、当社の事前承諾なしに他人に譲渡することはできません。

第十一条 通信の秘密

法律 **loi No. 78.17 du 6 janvier 1978** によりお客様は当社へご自身の個人情報について情報提供を依頼することができます。

第十二条 紛争の解決

- 一 項 本契約約款はフランスの法律に準拠します。
- 二 項 本契約約款、違反、あるいは契約約款外の事項に関して問題が発生した場合、両者は本契約約款に従い、誠意を持って話し合い、解決することとします。
- 三 項 本契約約款またはその違反に関して問題が生じ、お客様と当社との間で合意に達しなかった場合、パリの商業裁判所により解決を図ることとします。